

仙台市就職氷河期世代就職支援事業 仕様書

1 業務名

仙台市就職氷河期世代就職支援事業

2 業務目的

本市における就職氷河期世代*で正規雇用を希望しながらも非正規雇用となっている方や、新型コロナウイルス感染症の影響での失業された方を対象に、就職支援研修・マッチングイベントの開催等により正規雇用につながる就職支援を行い、当該世代の活躍を推進する。

※就職氷河期世代とは、概ね平成5年から平成16年の雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えた世代を指す（原則として、令和4年4月1日時点において大卒であれば40歳から51歳(昭和45年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた人)、高卒であれば36歳から47歳(昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人)までを対象とする)。ただし、この対象年齢は、平成5年から平成16年までに学校卒業期を迎えた者の標準的な年齢層を示したものであり、例えば、留学、大学院進学、浪人・留年等により、この対象年齢を超える方も存在するが、平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた方であれば対象となる。

3 見積金額上限額

15,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日

5 業務概要

正規雇用に繋がっていない就職氷河期世代を対象に以下の業務を実施し、正規雇用・職場定着につながる支援を行う。

- (1) 個別コンサルティング、研修等による伴走型支援
- (2) マッチングイベント等の開催（求人企業の開拓を含む）
- (3) WEB特設サイト構築等

6 事業目標

- (1) 正規雇用就業者 30名以上(トライアル雇用を経た無期雇用も可とする)
- (2) 研修等によるスキル向上支援事業参加者数 100名以上
- (3) 求人企業数 70社以上

7 業務内容

- (1) 個別コンサルティング、研修等による伴走型支援
以下の項目について具体的な内容を提案すること。
ア 専用窓口及び専用電話回線（フリーダイヤル）、専用メールアドレス等の設置

就職支援に関する問合せや個別コンサルティング等に対応できる体制とし、平日、土日を含め、週5日程度開設すること。また、窓口開設までのスケジュールを提案すること。

イ 研修等の実施

- ・キャリアプランの設定や自己PRの作成、面接対策など就職活動に直結する内容の研修を行うとともに、自己分析を行うセミナーやグループワークを開催し正規雇用就職への意識の向上を図ること。
- ・未経験の業種や職種へのキャリアチェンジ、育児や介護等やむなく非正規となっている方の正規雇用を促進する内容も盛り込むこと。
- ・有業者の参加しやすい開催日時（平日夜間や土日）、期間、回数等を設定すること（目安として2日間×10回程度）。研修等の参加者は合わせて60名以上とすること。

ウ マッチング機会の設定

（2）で開拓した企業と対象者の個別マッチングの機会を別途設けること。

（2）マッチングイベント等の開催（求人企業の開拓を含む）

以下の項目について具体的な内容を提案すること。

ア 求人企業の開拓

- ・就職氷河期世代を積極的に採用する意向のある企業を70社以上開拓すること。
- ・対象は、原則として宮城県内に本社（店）・支店または活動拠点（事業所等）を置き、就職氷河期世代の正社員雇用（無期雇用を前提としたトライアル雇用等を含む）を行う企業とし、労働基準法等の各種法令に違反していないことを要件とする。
- ・対象者の適性や経歴をふまえ、業種・職種のバランスを考慮し企業を開拓すること。
- ・企業開拓時に国の助成金等（就職氷河期世代を対象としたキャリアアップ助成金、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）、トライアル雇用助成金等）を案内し、対象者の正規雇用就職に結びつけること。

イ マッチングイベントの開催

- ・対象者と求人企業をマッチングする合同企業説明会等のイベントを2回開催し、1開催あたりの企業数は30社以上とすること。
- ・イベントは「みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」構成機関との共催を予定していることから、詳細は本市と協議の上、実施すること。

（3）上記（1）、（2）に係る共通事項

①会場

参加者の利便性を考慮し、市内中心部の会場を確保すること。

②参加料

参加料は無料とすること。

③周知広報

参加者を集めるための効果的なツールを用いた周知・広報について提案すること。

④運営

- ・規模に合わせて運営スタッフを配置し、会場設営等の準備を適切に行うこと。
- ・開催に係る準備物については、受託者の責任と負担において確保すること。

- ・新型コロナウイルス感染症防止のため、衛生管理等適切な対策を講じること。

⑤アンケート

各事業の参加者に対してアンケートを行うこと。内容は本市と協議のうえ決定すること。

(4) WEB 特設サイト構築等

ア サイトの構築

以下の情報を分かりやすく、見やすく整理したポータルサイトを制作・運営することとし、企画、画面の構成、デザイン案、スケジュール等について具体的に提案すること。

- ・上記(1)(2)の実施内容及び参加者の募集に関する広報
- ・求人企業の情報(企業概要、事業内容、求人情報(勤務条件、職務内容等)等)
- ・就職氷河期世代のロールモデルとなる社員の業務内容や仕事に対する考え方等(3名以上)
- ・国や宮城県などが行う就職氷河期世代支援に関する情報

イ サイトの運用

運用においては以下の事項を遵守することとし、サイトの周知・広報手段について具体的に提案すること。

- ・本サイトの修正がある場合、随時対応すること。
- ・WEBサイトへのアクセス数等、効果検証に関するデータについて、必要な項目をあらかじめ本市と協議の上、適宜報告すること。
- ・SEO対策を実施すること。

(5) 上記(1)～(4)以外で、本事業を効果的に実施するための業務を具体的に提案すること

(6) その他

- ・就職氷河期世代への支援について、「みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の構成機関である宮城労働局や宮城県が実施する事業と相互に連携しながら事業を実施すること。
- ・本市の外郭団体である公益財団法人仙台市産業振興事業団が実施する無料職業紹介やキャリアコンサルティング事業とも相互に連携しながら事業を実施すること。
- ・事業の実施に当たっては、事業の名称や広報等において「就職氷河期世代支援」の趣旨を明らかにするなど、就職氷河期世代に確実に訴求するよう留意すること。
- ・就職氷河期世代への支援に支障を来すことがない場合は、当該世代以外の者が事業に参加することを妨げない。

(7) 事業目標の達成

上記(1)～(6)の実施により、6の事業目標を達成すること。

8 著作権等の取扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、仙台市

はその責任を負わない。

9 事業計画及び実績報告

- (1) 業務委託契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。また、事業期間中に実施状況報告書、事業完了時に実績報告書を提出すること。
- (2) 成果物の納品
 - ・「7 業務内容」(1)、(2)の個別業務について、実施状況報告書を各業務実施後速やかにA4版の紙媒体及び電子媒体で納品すること。
 - ・実施状況報告書には業務の実施内容、参加者アンケートの結果、広報施策の内容及び業務の実施効果の検証結果を記載すること。
 - ・「7 業務内容」(4)について、以下を事業完了時に納品すること。
 - ア Webサイト設計書
 - イ コンテンツデータ
 - ウ システム仕様書

10 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いについては実績報告に基づく完了払いとする。

11 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、仙台市個人情報保護条例を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (2) 個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに市へ全て報告し、対応策を協議すること。
- (3) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」、及び別添「個人情報の取り扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

※詳細は下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>

- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。